

足立区

# 人権推進指針

第2次

令和4年7月

## 人権の推進を めざして

 足立区 総務部 総務課

# 目次

## 第1章 指針の改定にあたって

- |   |              |     |
|---|--------------|-----|
| 1 | 指針改定の趣旨      | P 1 |
| 2 | 人権をめぐる国内外の動き | P 2 |
| 3 | 指針の位置づけ      | P 3 |
| 4 | 人権施策の推進体制    | P 4 |

## 第2章 基本的な考え方

- |   |                      |      |
|---|----------------------|------|
| 1 | 基本理念                 | P 5  |
| 2 | 柱立て                  | P 6  |
| 3 | 人権推進における各主体の役割       | P 7  |
| 4 | 指針の目標                | P 9  |
|   | 【足立区人権推進指針体系図】       | P 11 |
|   | 【共通施策と主な人権課題の取り組み内容】 | P 12 |

## 第3章 人権施策推進の取り組み

- |   |                    |      |
|---|--------------------|------|
| 1 | 人権課題に対する共通施策       | P 14 |
| 2 | SDG s を意識した人権施策の推進 | P 15 |
| 3 | 主な人権課題に対する取り組み     | P 16 |

# 第1章 指針の改定にあたって

## 1 指針改定の趣旨

「人権」とは、人間が人間らしく生きるために生まれながらに持つ権利であり、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。日本国憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定められ、第11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と定められています。また、第14条には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定められ、他者との関係において差別されないことを保障し、平等の原則を掲げています。

区では、「足立区自治基本条例」「足立区基本構想」「平和と安全の都市宣言」等の理念を踏まえ、平成21年1月に「人権」の推進に向けた基本的な方向性を示すための第1次指針「人権の推進をめざして」を策定し、区のあらゆる施策について人権尊重の視点を取り入れ、総合的に人権行政を進めてきました。

しかしながら、指針の策定から10年以上が経過した現在も、いじめや虐待、ハラスメントのほか、新型コロナウイルス感染症における感染者やその家族、医療関係者等への誹謗中傷、インターネットの普及によるSNSでの心ない書き込みや差別を助長する情報の拡散等、人権が守られていない事象が発生し、社会・経済状況の変化とともに人権課題も多様化・複雑化しています。

加えて、北朝鮮当局による拉致問題等風化させてはいけない人権侵害問題や、災害時の避難所における人権の配慮といった課題への対応も求められています。

こうした人権課題に対して周知・啓発を始めとする施策に取り組み、人権に対する理解の促進及び人権意識の高揚を図るため、新たに「第2次足立区人権推進指針」を策定しました。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが平等で差別されない中で、「誰一人取り残さず、憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営み、誰もが幸福を実感できる社会」を実現していくための取り組みが足立区における「人権の推進」です。本指針に基づき、区民・団体・関係機関等の人権に関わる多様な主体と区が力を合わせ、人権に対する施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

## 2 人権をめぐる国内外の動き

20世紀には、世界に悲劇と破壊をもたらした世界大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になり、国際連合（国連）は昭和23年12月に「世界人権宣言」を採択しました。

以来、国連はこの宣言を具現化するため、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」等の条約や規約を採択しました。昭和54年12月には「女子差別撤廃条約」が採択され、日本は昭和60年6月に批准し、その後雇用機会均等法の整備等につながっていきました。また、国連は、平成7年から平成16年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、人権教育の推進と普及を宣言しました。その精神は、平成17年から開始された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。さらに、平成18年には「障害者権利条約」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。

また平成27年には、「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>※1</sup>が国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」を国際社会共通の理念に、すべての人々の人権の実現を目指すことが示されました。

国内においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする「日本国憲法」が制定され、これまで人権に関する条約の批准や法整備等が講じられてきました。

平成6年には、国連総会において決議された「人権教育のための国連10年」を受けて、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、さらに平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育と人権啓発に関する施策の策定及び実施が、自治体の責務として明確に示されました。

近年では平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成25年に「いじめ防止対策推進法」、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、法整備が進んでいます。

---

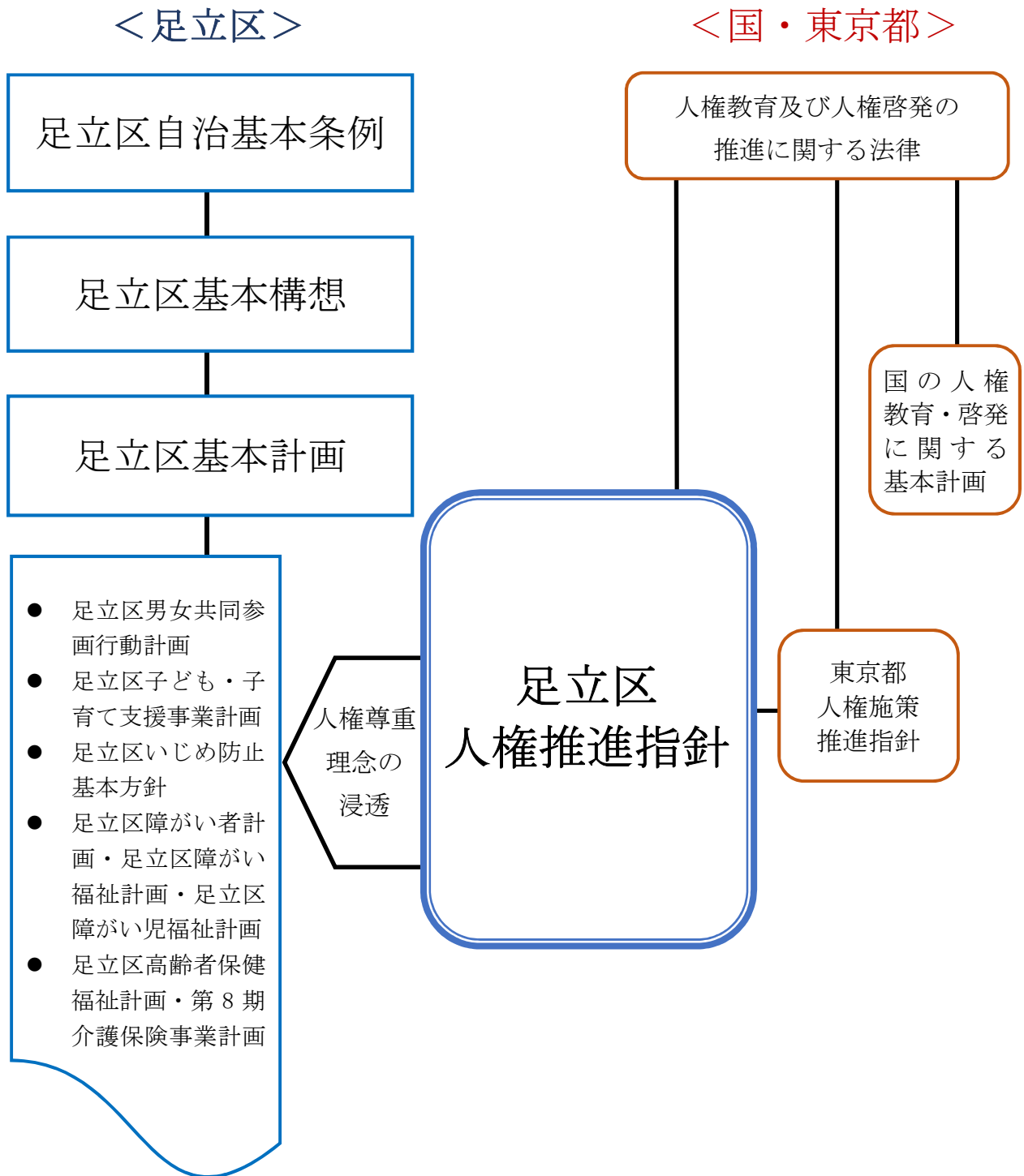
※1…SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。説明は本指針P15に掲載。

### 3 指針の位置づけ

本指針は、日本国憲法に定める基本的人権の尊重の原理を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づいています。

また、本指針は区が策定する各個別計画に人権尊重理念を浸透させる役割を担っています。



## 4 人権施策の推進体制

各施策に人権の視点を浸透させることに加え、社会情勢に応じた施策展開を図るため、以下の体制で取り組んでいきます。

### (1) 庁内推進体制の整備

人権問題は、複数の要因が絡み合い、解決のためには様々な部署との連携を高める必要があります。人権施策を総合的、効果的に推進するために「(仮称)人権施策推進委員会」を組織し、よりよい施策の方向性を検討していきます。

### (2) (仮称)人権施策推進委員会による点検・評価

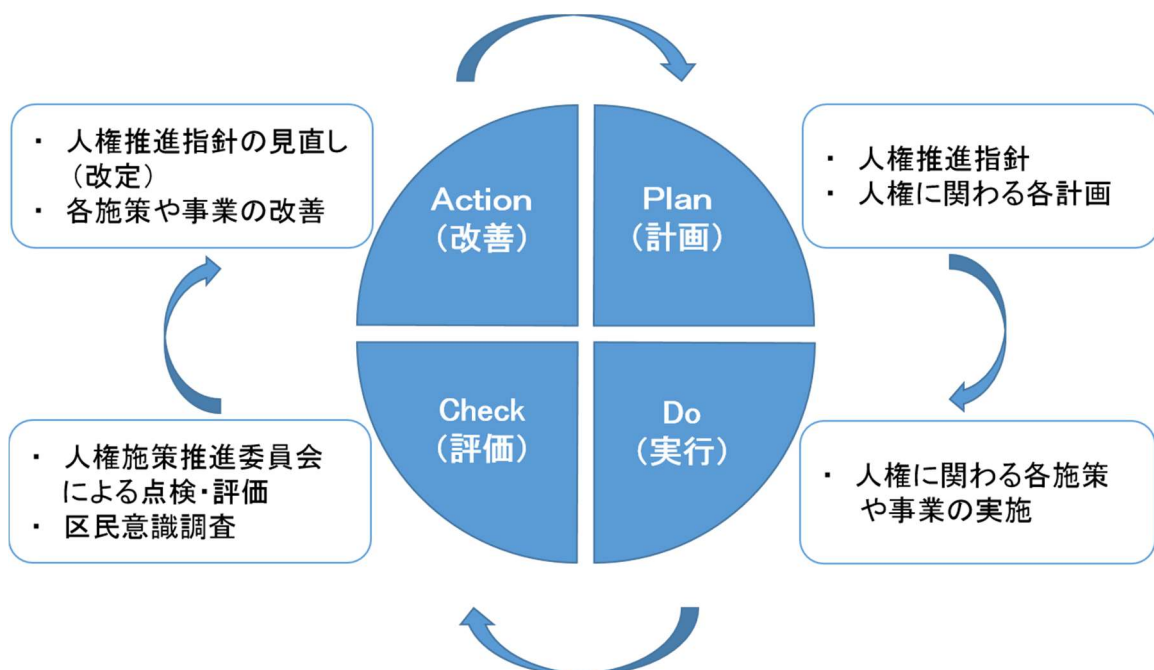
本指針で掲げる主な人権課題の推進に関わる施策について、毎年選定した課題を点検・評価し、必要な提言を行うため設置します。

### (3) 区民意識調査の実施

区民意識調査を行い、区民の人権問題に対する意識を把握し、施策推進や指針改定に役立てます。

### (4) 人権推進指針の見直し(指針の期間)

人権問題は固定的なものではなく、社会情勢の変化に伴って、問題が顕在化したり、新たな事象が発生したりします。指針はこうした人権を取り巻く状況の変化を見据えながら見直す必要が生じます。そのため、指針は原則的に5年ごとに見直し改定します。



## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 第1次 基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、  
いきいきと安心して心豊かに暮らせる  
活力ある足立の構築をめざします。



#### 第2次 基本理念

**一人ひとりの人権を尊重し、  
互いの個性や価値観を認めあう、  
活力あふれる足立の実現**

第1次指針では、「一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立の構築をめざします。」を基本理念とし、人権尊重のまちをめざしてきました。しかし、第1次指針策定以降、ヘイトスピーチの問題や性的指向・性自認への意識の高まりなどが生じ、国の法整備や啓発が進められているものの、国内において国籍や性のあり方等に関わる多様性に対する尊重が十分に行き渡っていない状況が見られます。

そこで、第2次指針では、第1次指針の基本理念の礎となっている「足立区自治基本条例」「足立区基本構想」「平和と安全の都市宣言」の理念を引き継ぎつつ、「互いの個性や価値観」を新たに明記し、「一人ひとりの人権を尊重し、互いの個性や価値観を認めあう、活力あふれる足立の実現」を基本理念としました。

すべての区民は、家庭、地域、学校、施設、職場等、社会生活のあらゆる場において、人としての尊厳を損なわれることなく、自由で平等な生活を営み、幸福に生きる権利があります。また、区民一人ひとりが、性別、年齢、国籍や民族、疾病や障がいの有無、文化、生活習慣の違い等、互いの個性や価値観を認めあうことが、生き生きとした共生社会の形成につながります。区は、誰一人取り残さず、憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営み、幸福を実感できるよう、新たな基本理念のもと人権問題に取り組んでいきます。

## 2 柱立て

### < 自由 >

一人ひとりを尊重し、平和で自由な活気あふれるまちをつくる

### < 平等 >

偏見や差別のない思いやりと優しさがあふれるまちをつくる

### < 多様性 >

互いの個性や歴史・文化を認めあい、共に豊かなまちをつくる

様々な主体が連携して、共に支え合うまちをつくる

第2次指針の基本理念の実現・具体化のため、第1次指針の基本的姿勢である「平和」「自由」「思いやりと優しさ」「歴史・文化への理解」「連携・協力」の5つの趣旨を引き継ぎながら、近年生じている人権問題に対応し、さらに人権施策や取り組みに取り入れるべき人権の視点を明確化するため、「自由」「平等」「多様性」の3つを柱に据えました。

「自由」と「平等」は、日本国憲法や世界人権宣言にうたわれている理念であり、人権を推進していく上で欠かせないテーマです。一方「多様性」は、平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」において重要視され、先の東京2020オリンピック・パラリンピック大会ビジョンの基本コンセプトにも掲げられるなど、世界の潮流と言えます。

これら3つの柱は、個々の人権を尊重し、性別、国籍、障がいの有無など様々な違いを相互に認め合い、それぞれの特性を生かした活躍の場を積極的に作り出し、豊かなまちを実現するために必要なテーマです。

この柱立てに基づき、「人権啓発・教育の推進」「相談体制の整備」「区民、企業、関連団体等との協働・協創」による施策の展開や人権課題への取り組みを進めていきます。



### 3 人権推進における各主体の役割

基本理念を実現するためには、区民や民間事業者等の様々な主体が人権推進における各々の果たすべき役割を理解し、社会全体で力を合わせて取り組んでいくことが必要です。

#### (1) 行政の役割

##### ア 区の役割

###### <人権問題の把握と意識調査>

国や東京都から発信される情報を始め、マスコミ報道やSNS等あらゆる媒体から人権に関わる情報を収集し、国内外の人権問題の把握に努め、周知・啓発を推進します。また、定期的に区民に対する意識調査を実施し、人権問題に対する関心の高さや課題意識を把握して、人権施策の取り組みに活かします。

###### <人権施策の推進>

福祉、教育、文化、経済等の多岐にわたる施策が人権にかかわる施策であることを踏まえ、常に人権尊重の視点に立って施策を推進し、主な人権課題に掲げる女性や子ども、障がい者を始め、誰もが自立した生活を営むことができるよう支援していきます。また、施策相互の関連性を重視し、関係所管が連携を図りながら、差別や偏見の解消に向けた啓発、相談体制の整備と相談窓口の周知等の施策を推進します。

###### <協働・協創>

地域・区民団体から企画を募る共催講座を実施し、区と人権推進の歩みを共にする区民との連携強化を図ります。また、より多くの民間事業者に人権推進の担い手となってもらえるよう、公共職業安定所とも連携しながら、企業に向けた人権学習の機会提供に努めます。さらに、人権擁護委員による小学生・中学生を中心とした啓発活動等への支援に努め、人権擁護活動の充実につなげていきます。

###### <職員教育>

常勤職員、再任用職員、会計年度任用職員、業務委託職員、教職員等、区政に携わるすべての職員が、多様化・複雑化する人権問題に対応できるよう、職員研修を継続的に実施し、人権意識の向上を図ります。

様々な人権問題について理解を深め、人権感覚を磨き、問題解決に向けて積極的に行動できる職員の育成をめざします。

### イ 学校の役割

人権教育プログラムに基づき、「特別の教科 道徳」を始めとする各教科等において人権学習を推進していきます。指導者である教員への人権研修も充実を図っていきます。

また、平成30年12月、文部科学省通知「学校等と法務省の人権擁護機関との連携強化について」を踏まえ、学校と人権擁護機関が協力し、人権教室や各種啓発活動により「お互いを認め、思いやる心」を育てる取り組みを推進します。

### (2) 区民の役割

区民一人ひとりが人権を身近な問題として考え、人権尊重の重要性を理解することが大切です。その上で、自分の権利を主張し、行使するときにはそれに伴う責任をしっかりと自覚するとともに、ほかの人にもかけがえのない権利や人権があることを理解し、尊重することが求められます。

### (3) 地域の役割

昔ながらの人情味あふれる温かい支えあいの精神が残る地域がある一方で、単身世帯の増加や生活様式の多様化など地域社会の変化が進み、当区でも地縁的なつながりの希薄化が懸念されています。地域には、住民の相互協力により、地域コミュニティをはぐくむ重要な役割があり、その担い手である町会・自治会、民生委員・児童委員、保護司等の地域団体やNPO等の関連団体が連携しながら、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組むことが、人権が尊重されるまちを形成することにつながります。

### (4) 民間事業者の役割

平成22年に発行された国際規格ISO26000<sup>※2</sup>において、企業の社会的責任として「人権」が中核課題の一つに位置付けられました。民間事業者は、消費者や従業員、顧客、取引先、地域社会など様々なステークホルダーと関わりあい、これらすべての人の人権の配慮を踏まえた地域社会への貢献が求められています。長時間労働による過労死、就職活動や職場におけるセクハラやパワハラなどのハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別など組織内での人権の視点を持った取り組みを進めるとともに、地域の一員として、人権を尊重したまちづくりに貢献し、社会の期待に応えていくことが求められます。

---

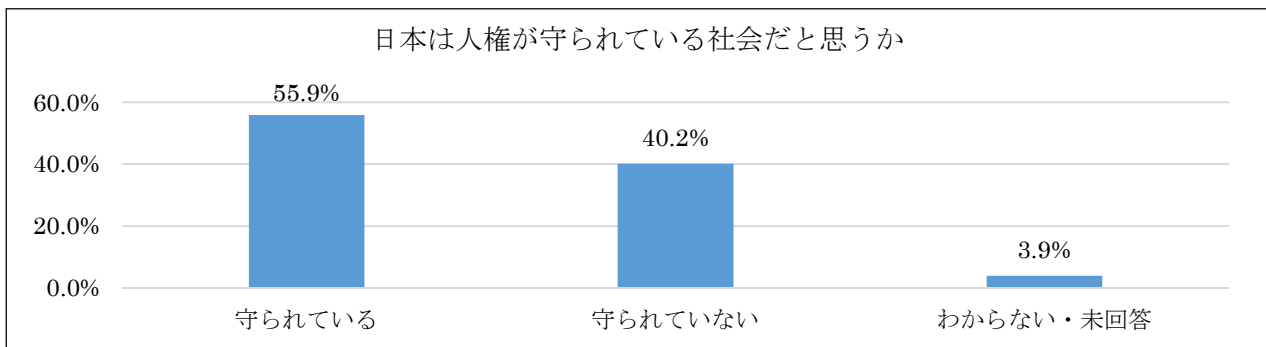
※2…ISO26000

国際標準化機構が発行した、あらゆる組織（企業に限らない）の社会的責任に適用可能なガイドライン規格。

## 4 指針の目標

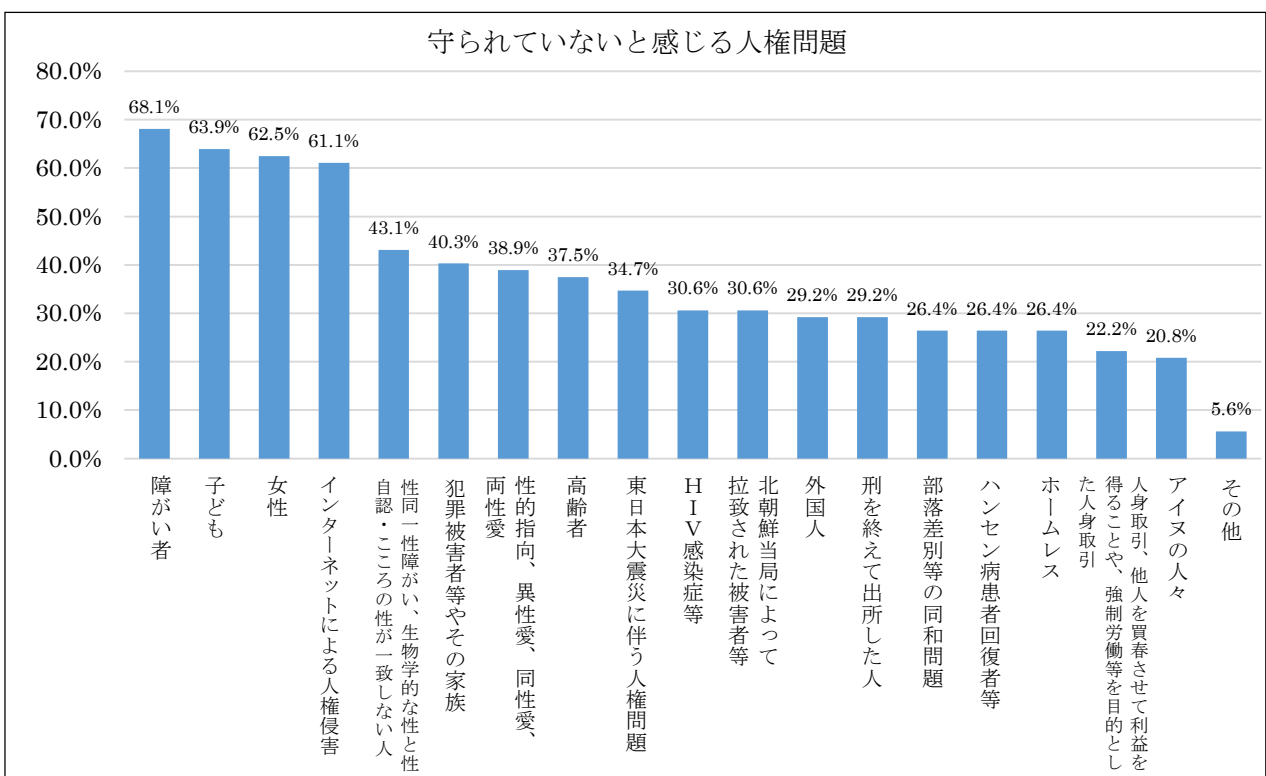
人権推進指針の改定を目的として、平成30年度に人権問題に関する区政モニターアンケート<sup>※3</sup>を実施しました。以下のアンケート結果から、区内の人権問題に対する危機意識の高まり（表1）と、守られていない人権課題（表2）が明らかになりました。本指針の理念実現のために、まずは人権が守られていると実感する区民を増やすことと、特に人権侵害の意識が高い課題への啓発が重要と考え、新たに目標として2つの指標を設定します。

表1



「日本は人権が守られている社会だと思うか」を聞いたところ、「守られている」と答えた割合は5割を超えるものの、一方で約4割が「守られていない」と回答しました。

表2



※3…区政モニターアンケート

広聴活動の一環として、区政モニター（200名以内）を対象に、アンケートなどを通じて意見・要望を募集し、区の行う様々な施策の計画立案の参考にすることを目的として、昭和47年度に発足した制度。

## 第2章 基本的な考え方

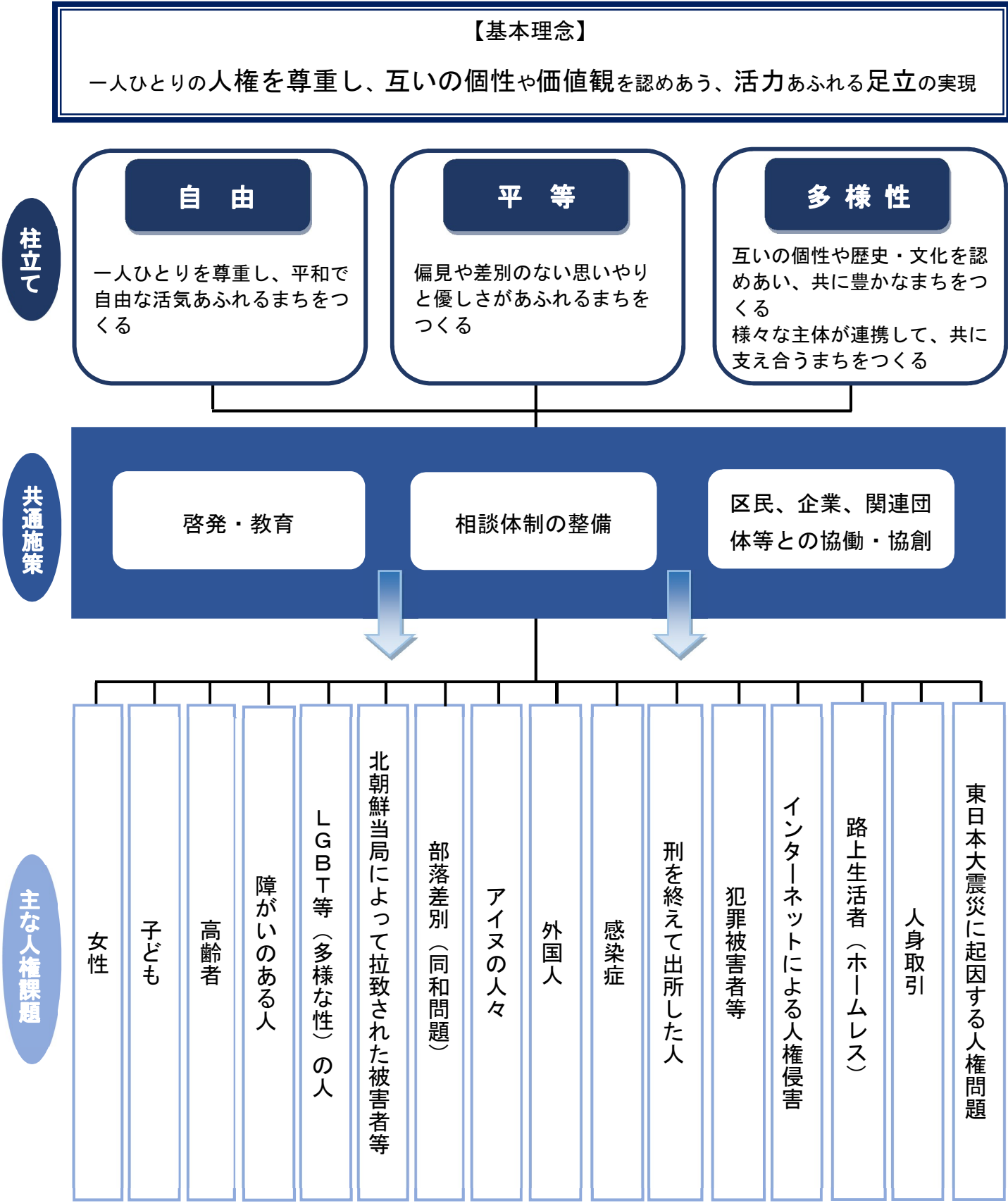
「守られていない」と回答した人に、守られていないと感じる人権問題を聞いたところ、「障がい者」（68.1%）が7割弱で最も高く、これに「子ども」（63.9%）、「女性」（62.5%）、「インターネットによる人権侵害」（61.1%）が、いずれも6割台前半と僅差で上位に並びました。

### 【人権推進指針の指標】

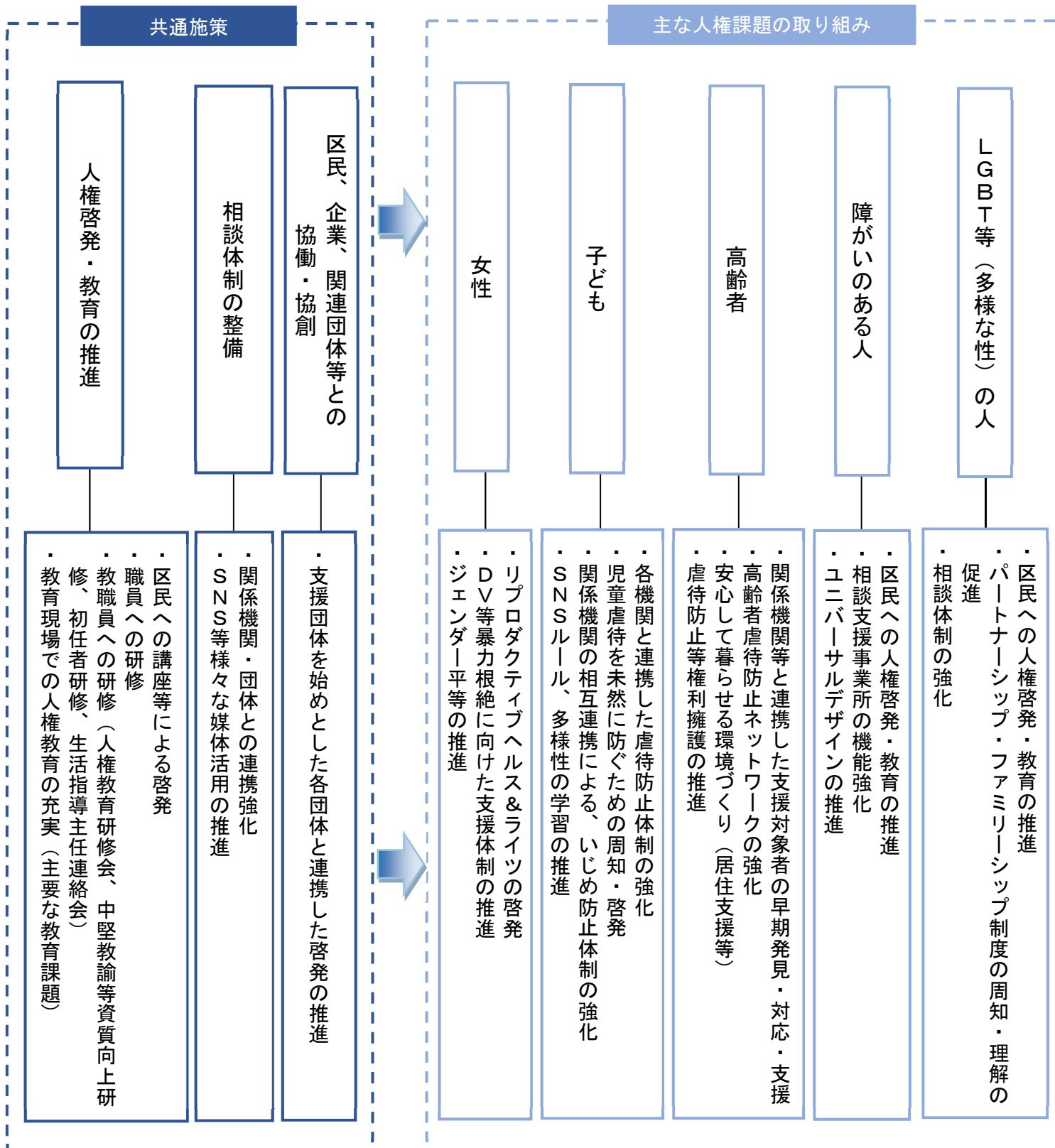
指標 1	日常の中で人権が守られていると感じる区民の割合
指標 2	「障がい者」「子ども」「女性」「インターネット上での人権」について偏見や差別がないと感じる区民の割合

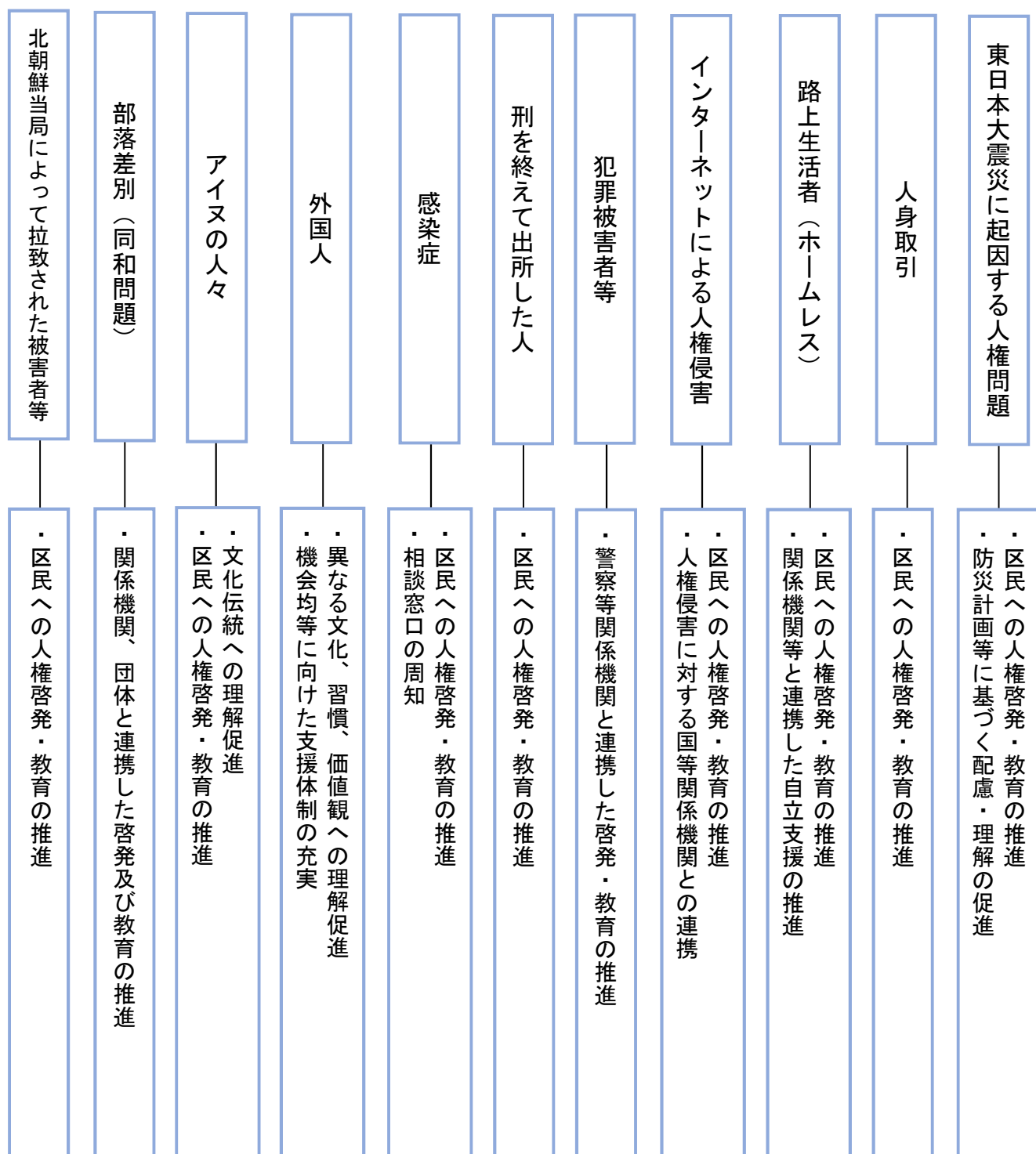
※ 指標の目標値については、参考となる実績値がないため、今後実施する区民意識調査の結果を踏まえ設定します。

【足立区人権推進指針体系図】



【共通施策と主な人権課題の取り組み内容】





## 第3章 人権施策推進の取り組み

### 1 人権課題に対する共通施策

様々な分野の人権課題に対して、「人権啓発・教育の推進」「相談体制の整備」「区民、企業、関連団体等との協働・協創」の3つの施策を全庁的に推進し、基本理念の実現を目指します。

#### (1) 人権啓発・教育の推進

引き続き、法務省の示す人権啓発活動強調事項の中から社会情勢に即したテーマを選定し、年間を通じて区民向けの人権啓発講座を実施していきます。

また、学校現場における早期からの人権教育の必要性に鑑み、地域での人権啓発・教育の中心的役割を担う人権擁護委員<sup>※4</sup>による人権教室を積極的に開催していきます。

職員に対しては、人権についての認識を一層深め、各職場での適切な対応を図ることを目的に、社会情勢に即した様々な事例を取り上げながら研修を実施していきます。

#### (2) 相談体制の整備

人権に関する相談については、法務局、警察、人権擁護委員、法テラス（日本司法支援センター）、弁護士会、区民相談等、様々な窓口があります。

区では今後、関係機関等との連携をさらに強化し、現実存在する差別や人権問題の実態を的確に把握した上で相談や助言を行うなど、だれにでも利用しやすい相談体制づくりを進めていきます。

#### (3) 区民、企業、関連団体等との協働・協創

「人権が尊重される地域社会」を築くためには、行政だけではなく、地域社会全体での取り組みが必要です。

例えば、子どもの孤食問題や認知症高齢者の見守りといった個別分野では、行政がコーディネーターとなり、区内の企業、団体、NPO等がつながりあい、主体的に課題解決へ向けて取り組んでいく「協創のプラットフォーム」が進められています。

今後は、人権擁護委員との連携を始め、区が様々な人権課題解決へ向け歩みを進めている団体との橋渡しを担うことができるよう、情報収集と環境整備を進めていきます。

---

※4…人権擁護委員

国民の基本的な人権を守り、また、人権の大切さを啓発するため、法務大臣から委嘱されて活動する、民間の人たち。



## 2 SDGsを意識した人権施策の推進

SDGsとは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17の目標（ゴール）・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

「誰一人取り残さない」という言葉のとおり、SDGsと人権は密接に関連しており、各人権課題に対する取り組みを実施していく上でSDGsを意識することは重要です。

本指針では、各人権課題に関連するSDGsの目標を明記することで、人権施策を推進していく上でSDGsを意識できるようにしています。



### 3 主な人権課題に対する取り組み

#### (1) 女性

---

##### 【現状と課題】

女性の人権に関しては、「日本国憲法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」によって、男女平等の理念や原則が確立されていますが、現実には今なお「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっています。

##### ① ジェンダー平等の推進

区の審議会等における女性委員比率（表1）は平成28年度から上昇し、令和2年度に35%を超えましたが、目標の40%には届いていません。女性委員が40～60%の審議会等は全体の43%（令和2年度現在）にとどまっており、男女の委員比率の適正化に向け、さらなる働きかけが必要です。

##### ② DV等暴力根絶に向けた支援体制の推進

女性に対する暴力やDVは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。区で実施している女性相談（表2）の半数は「夫婦関係」に関するもので、令和2年度では48%となっています。「家族関係」も含めると68%となり、家庭内の相談が多数を占めるほか、人間関係の相談が増加傾向にあります。

##### ③ リプロダクティブヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）<sup>※5</sup>の啓発

一生を通じて必要となる心身の健康のためには「自分の身体を大切にすること」という基本的な事を幼少期から身につけられるよう、家庭への周知啓発を行う事が大切です。また、女性の望まない妊娠や人工中絶手術など「人間の生殖システム」における健康が脅かされる事態も近年問題となっています。こうした問題を解決するためにも、リプロダクティブヘルス&ライツの啓発を進めていくことが重要です。

---

※5…リプロダクティブヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康を守る権利）

女性が身体的・精神的・社会的な権利を維持し、女性の健康支援を推進するために必要な考え方。例えば、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、すべてのカップルと個人が自ら決定する権利のこと。

表1

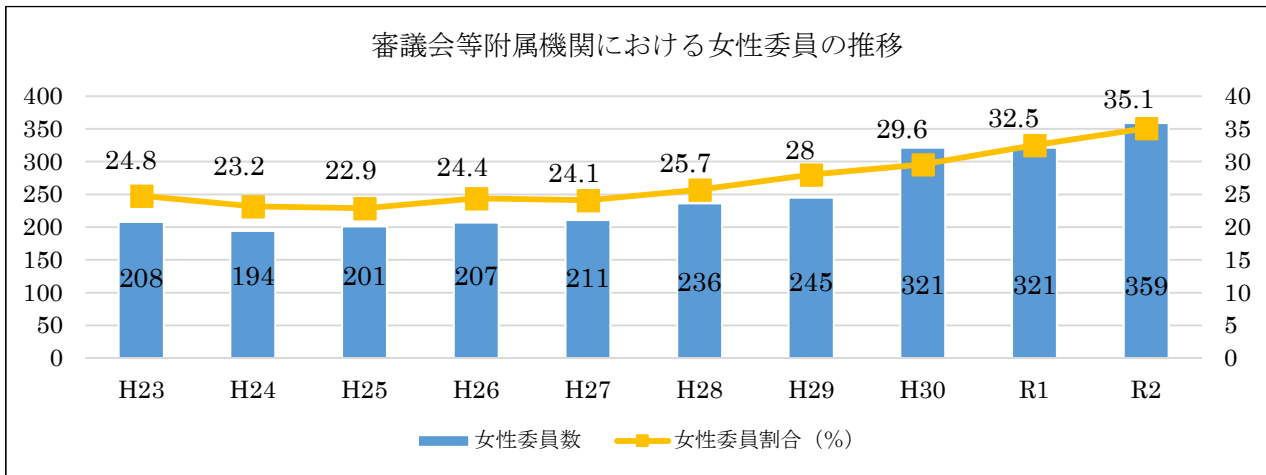
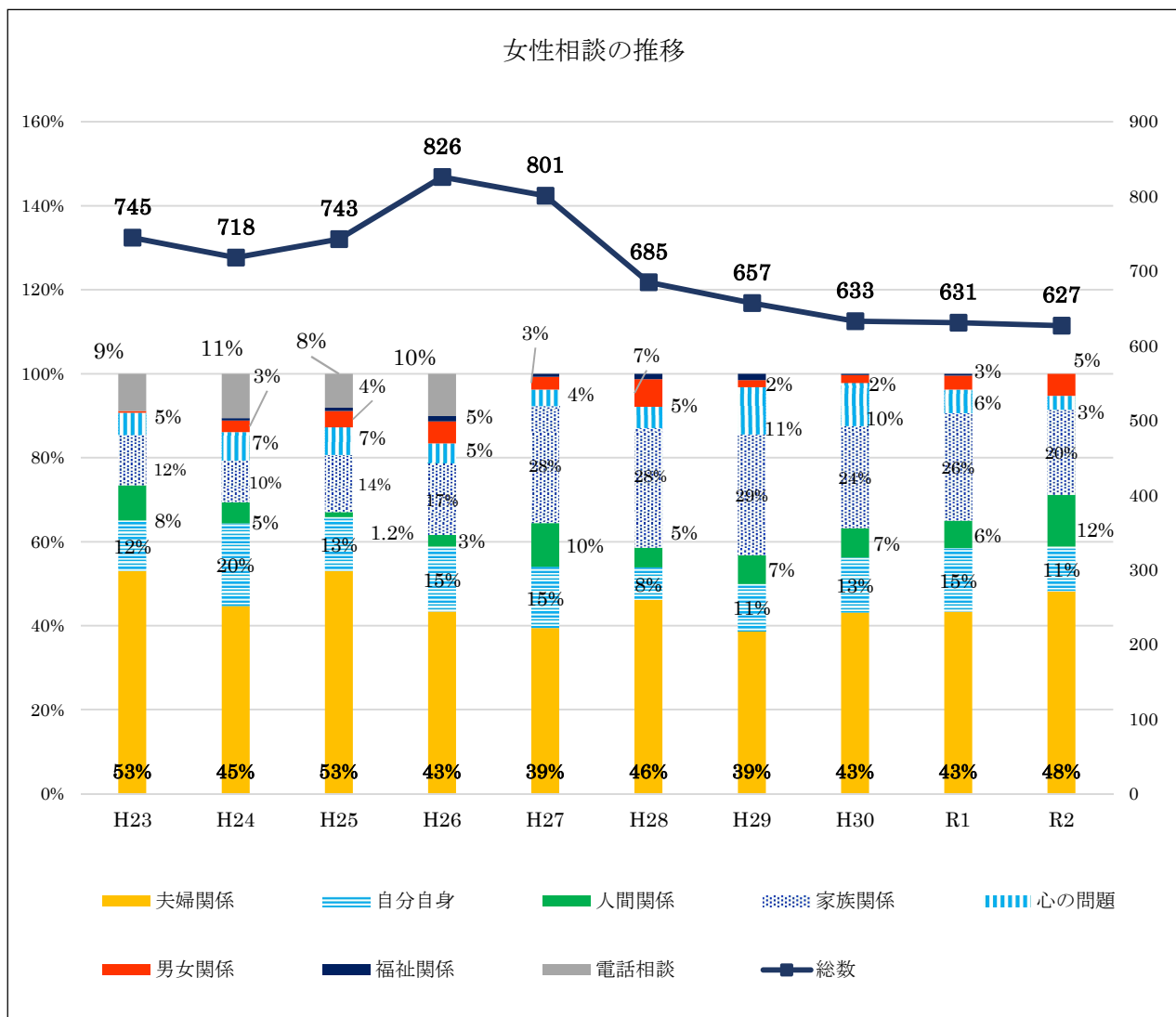


表2



【今後の取り組み】

① ジェンダー平等の推進

- 審議会等における委員比率の適正值（40～60%）について、庁内の担当所管へ周知するとともに、目標達成に向けた働きかけを行います。
- ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を支援するとともに、取り組む企業が増えるよう、PRを行っていきます。
- 幼少期からのジェンダーバイアス<sup>※6</sup>を減らすため、幼稚園・保育園等を通じた家庭向けの周知啓発を行います。

② DV等暴力根絶に向けた支援体制の推進

- 女性相談では、支援を必要とする方に寄り添い、DVの未然防止や早期発見につながるほか、相談者が適切な支援を受けられるよう、福祉事務所や東京都等、庁内外の関係機関の情報を提供するとともに、各機関と連携した支援を行います。
- 若年層（主に中・高校生）を中心に、デートDV<sup>※7</sup>等の周知啓発を推進します。

③ リプロダクティブヘルス&ライツの啓発

- 幼少期から「自分の身体は大切なもの」という意識づけのため、家庭だけではなく、保育園や幼稚園、小・中学校など、普段の生活や教育課程で繰り返し学ぶことができるよう、周知啓発を行います。
- 女性を中心にライフサイクルに応じた健康についての理解や男女間の十分なコミュニケーションを促す講座を実施しています。今後は、自分と相手の心と身体を守るという意識づけも含め、若年層に対しての啓発を進めていきます。



※6…ジェンダーバイアス

男女の役割について「男らしさ」「女らしさ」など、固定的な観念を持つこと。また、それに基づく差別・偏見・行動のこと。

※7…デートDV

恋人間で起こる暴力のことで、身体的暴力だけではなく、精神的・経済的・社会的・性的暴力等様々な要素がある。

## (2) 子ども

---

### 【現状と課題】

我が国が平成6年に批准した、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」に基づき、国内でも「児童虐待の防止等に関する法律」「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」「いじめ防止対策推進法」等の法律が整備されています。区においても「児童虐待への相談窓口の設置」等の取り組みを実施しています。

#### ① 児童虐待

児童虐待の通告件数（表1）については、児童相談所から区への虐待案件の送致が開始されたことに加え、社会的な意識の高まりによって増加傾向にあります。児童虐待は、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化しているため、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応と、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が必要です。

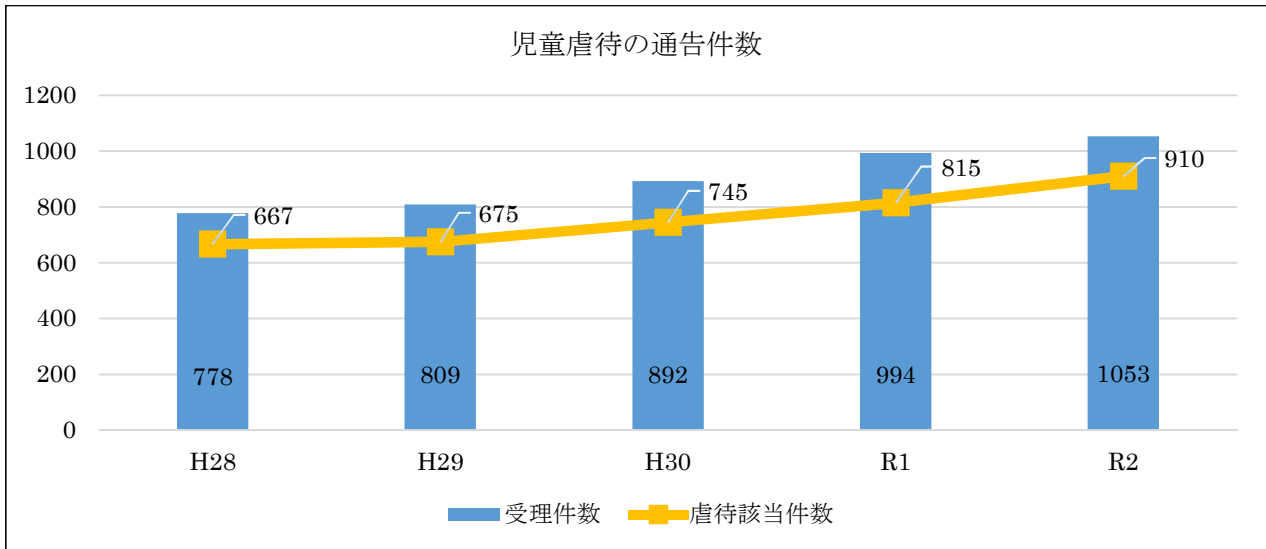
#### ② ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、日常的に家族の世話・介護・感情面のサポートを行っています。ヤングケアラーは家庭内の問題として表面化しにくいいため、児童虐待と同様に早期発見・把握につなげる必要があります。

#### ③ 犯罪被害

情報通信技術の急速な発展や、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題等により、子どもたちが犯罪の被害者や加害者になる事態が生じています。この問題に加えて、いじめについても学校・保護者・関係機関が連携しながら組織的に対応して、「早期発見・早期対応」を進めていく必要があります。

表1



【今後の取り組み】

① 児童虐待防止のための関係機関との連携強化

足立区要保護児童対策地域協議会地区連絡会、虐待ケース調整会議及び個別会議等により関係機関の連携強化を図り、支援を進めます。

② 要保護児童への適切な支援

支援が必要な家庭に対しての相談や、「預かり・送迎支援」及び「育児・家事支援」の訪問事業を行います。

③ 児童虐待を未然に防ぐための支援

「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」<sup>※8</sup>における赤ちゃん訪問等で、引き続き、産婦の状況把握やメンタルフォロー等のきめ細やかな支援により、安心して楽しく子育てできる環境を整え、児童虐待の未然防止を推進します。

また、「NP（完璧な親なんていない）講座」「イライラしない子育て講座」を継続実施することで、児童虐待の未然防止を推進します。

④ ヤングケアラーに対する支援

子どもの変化に気づき、子どもから話を聞き取る中で必要な支援につなげます。家事やきょうだいの世話を支援する福祉サービスにつなぐなど、子どもの負担軽減を図るほか、スクールカウンセラーにつなげることにより、子どもの心理面にも配慮した支援を行います。

※8…「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」  
妊娠期から産後期の母子保健事業を充実することにより、養育困難や生活困窮を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支える仕組みの総称。

⑤ いじめ未然防止のための関連機関との連携強化

「足立区いじめ防止基本方針」等に基づき設置された、「足立区いじめ問題対策連絡協議会」及び「足立区いじめ問題対策委員会」等の関連機関との連携を強化し、いじめの防止を図ります。

⑥ いじめ未然防止のための学校教育

小中学校において道徳及び人権教育を推進していくことで、区全体で児童・生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指します。

⑦ SNSルールの推進

「SNSあだちルール」に基づき、学校ごとの「SNS学校ルール」、家庭ごとの「SNS家庭ルール」を作成し、学校と家庭が連携した指導を行うことで、情報モラルを身に付け、SNSを通じた犯罪被害の未然防止を図ります。

⑧ 多様性についての学習

各教科等の学習において、多様性への理解を図っています。具体的には、生活科、体育科（保健体育科）、特別活動、道徳科等の学習で、多様性の理解に関連する内容の指導を継続していきます。また、児童・生徒からの多様性に関する相談は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教職員を中心に実施するとともに、アウトティングとならないよう十分注意した上で、学校全体で情報を共有しながら、児童・生徒に寄り添って対応します。

⑨ 「子どもの人権SOSミニレター」を活用した相談

毎年1回法務省から全小中学生あてに「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。悩みをもつ子どもが、ミニレターに悩みを書いて投函し人権擁護委員や法務局の職員が返信することで、教職員や保護者にも相談することができないいじめや体罰、家庭内での虐待の問題など、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。



SDGsが目指す目標（ゴール）との関連



### (3) 高齢者

#### 【現状と課題】

令和3年1月1日現在、区の高齢化率は24.85%と、23区で最も高い水準にあり急速に高齢化が進行しています。また、単身高齢者世帯の増加（表1）により地域社会からの孤立が懸念されます。

#### ① 高齢者の人権侵害被害

こうした状況の中、認知症や加齢に伴う心身機能の低下により介護が必要な高齢者が増加し、養護者<sup>※9</sup>や介護施設従事者による虐待の認知件数（表2）は、高止まりしています。また、高齢者を狙った消費者被害（表3）や、年齢を理由に住宅の賃借・更新の拒否等の人権侵害が発生しています。

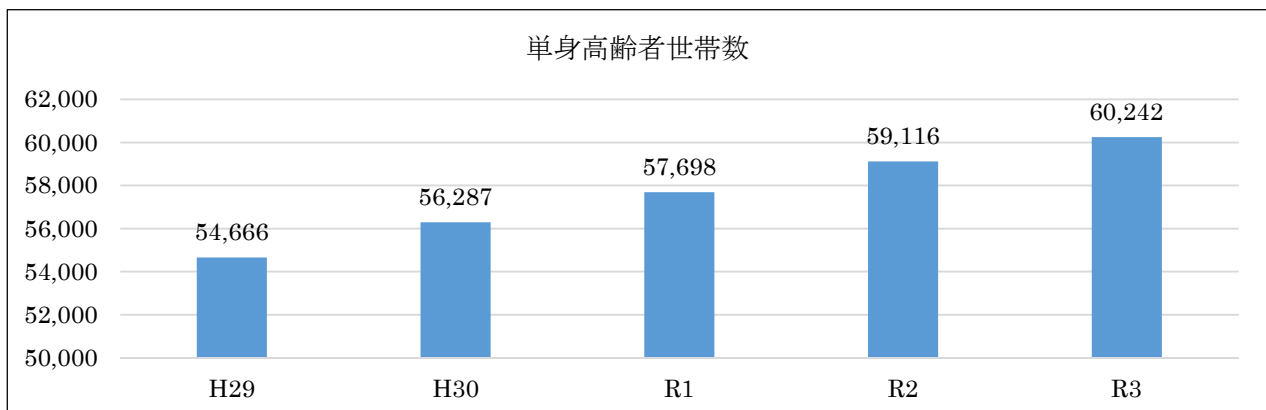
#### ② 権利擁護のための仕組みづくり

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の早期発見・早期対応が求められるようになり、区には、関係機関とのネットワークを強化して、高齢者の権利擁護を支援する取り組みや住まいの確保等、安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくりを積極的に推進していくことが求められています。

#### ③ 高齢者の住まい確保に向けた新たな取り組み

区では高齢者等の住宅確保要配慮者を対象に、区内不動産団体の協力を得て、令和3年4月より「あだちお部屋サポート事業」を開始しました。不動産賃貸業に精通した専門職員を新たに配置し、福祉専門の相談員とともに対応することで住まい確保に向けた支援策を推進します。

表1



※9…養護者

食事や介護等の何らかの世話をしている家族等。同居は問わない。



表2

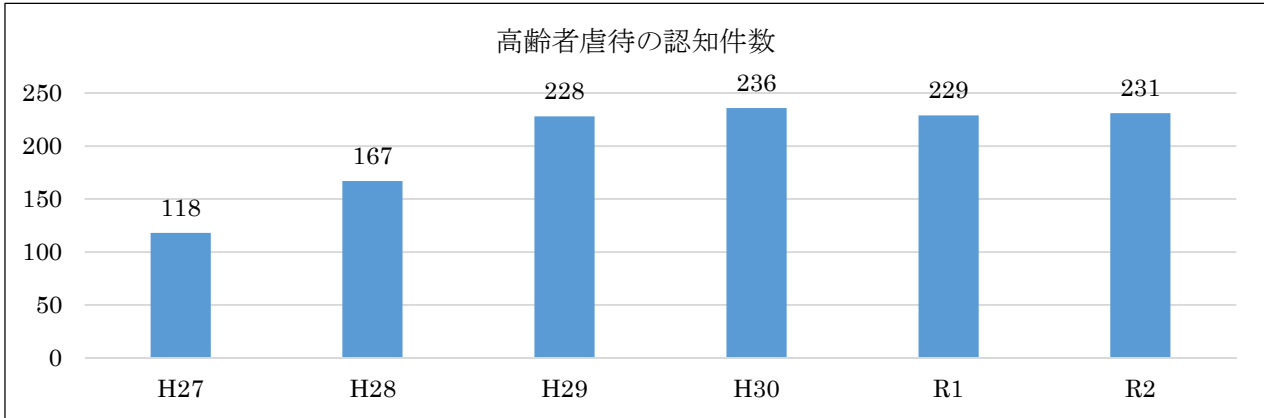
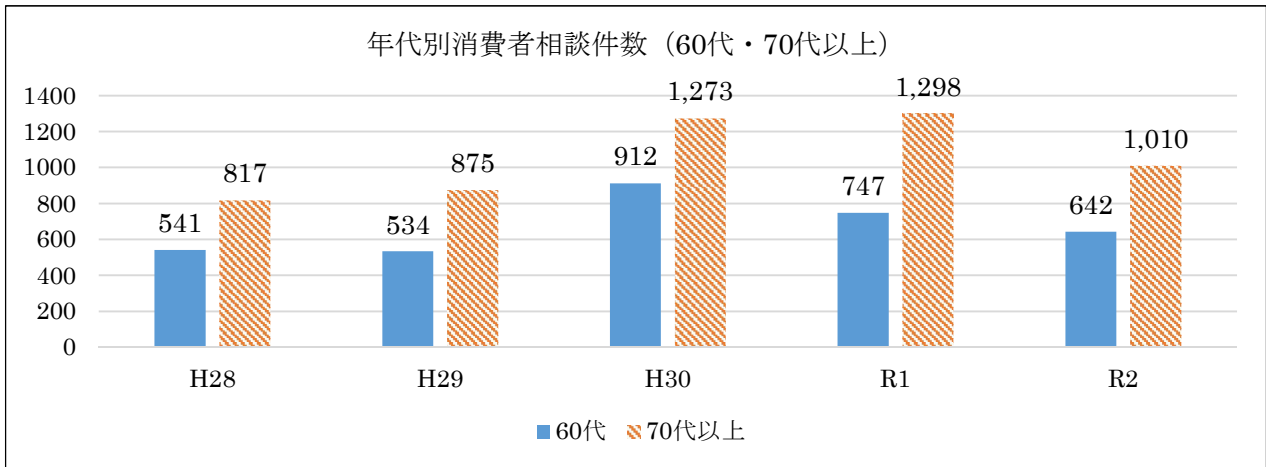


表3



【今後の取り組み】

① 高齢者虐待の早期発見・早期対応

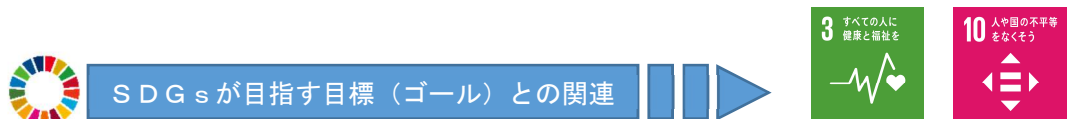
区内25か所の地域包括支援センター・警察・消防・医療機関等の関係機関と連携し、高齢者虐待防止のネットワークを活用して、虐待事例の共有や支援のあり方等を協議し、虐待を早期発見することで、深刻化を防ぎます。

② 困難ケースの早期発見・早期対応

単身高齢者の増加に伴う経済的破綻や住まいを失い在宅生活が維持できないなど、虐待以外の困難ケースに対しても、虐待同様にネットワークを活用し、早期介入を図ります。

③ 職員の対応力の向上

区や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等の高齢者から直接相談を受ける職員に対して、虐待及び権利擁護に関する研修等を継続的に実施して、支援に必要な知識・能力の向上を図ります。



## (4) 障がいのある人

---

### 【現状と課題】

我が国においては、平成5年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則が定められました。その基本原則にある「差別の禁止」を実現するため、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」がそれぞれ施行され、障がい者に対する虐待や不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、合理的配慮に対する法的義務（民間は努力義務）が課せられました。

また、国際的には、障がい者の人権及び基本的自由の完全な実現をめざす「障害者権利条約」<sup>※10</sup>が平成18年12月の国連総会で採択され、平成20年に発効、日本は平成26年1月に批准しています。

### ① 障がい者に対する差別

就職や入居に際して障がい者に対する差別や、障がいを理由とした偏見、差別を助長するような行為がなくなることはなく、特に家庭内や施設等における虐待は高止まりしており、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられる社会の実現は、まだ道半ばです。なお、区の障がい者虐待の通報・相談件数（表1）は近年増加していますが、その要因の一つとして、障がい者の虐待防止・権利擁護担当の新設等、障がい者虐待への対応体制を強化したことによる実態の顕在化が考えられます。

### ② 「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」

平成30年に策定した本プランに基づき、「障がい者虐待防止と権利擁護に向け、障がいに対する理解と啓発の推進及び共生社会の実現」のために障がい者に対する理解の推進や相談支援、ユニバーサルデザイン<sup>※11</sup>の推進等の取り組みを行っています。

---

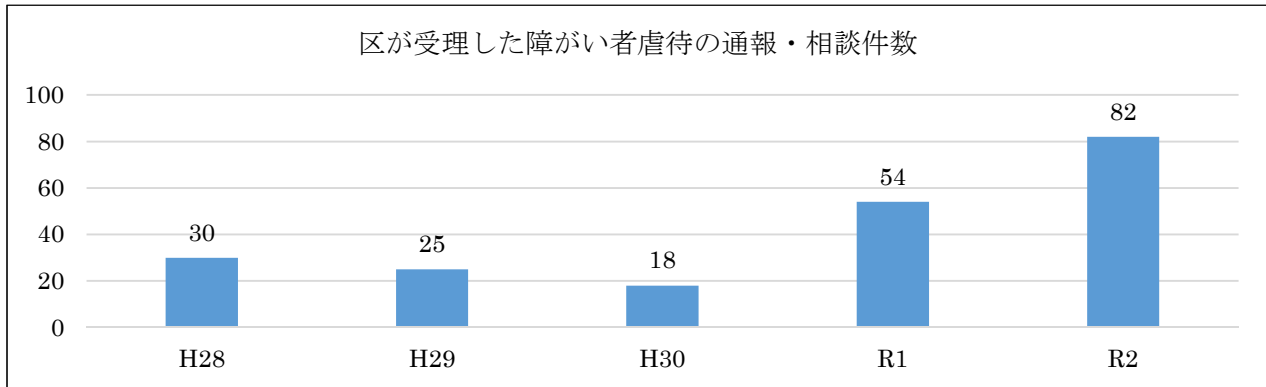
※10…障害者権利条約

障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

※11…ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、誰もが利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

表1



### 【今後の取り組み】

#### ① 障がいに対する理解の推進

地域・学校・民間企業・警察・各種団体等と協働し、合理的配慮等の共生社会の理念の普及や、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進することで、障がい者に対する差別・虐待の防止を図ります。

#### ② 相談支援機能の充実

雇用支援も含めた総合的な相談支援を担っている「障がい福祉センター」や「精神障がい者自立支援センター」の相談機能の強化を図るとともに、相談支援事業所の量の確保と質の向上を進め、障がい児（者）に対する相談支援機能を充実します。

#### ③ ユニバーサルデザインの推進

誰もが快適に暮らせる環境の整備は、障がい者の社会参加を容易にするとともに、バリアフリー<sup>※12</sup>の観点からも重要です。区の施設や案内表示のデザイン化推進、インクルーシブ施設（遊具）<sup>※13</sup>のある公園設置促進、製品開発の支援等を進めることに加え、障がい者への心のバリア解消に向けた啓発を進めていきます。



SDGsが目指す目標（ゴール）との関連



※12…バリアフリー

障がいのある人が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。より広く、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

※13…インクルーシブ施設（遊具）

「インクルーシブ」は「すべてを含む」「包括的な」という意味で、障がいのある方もない方も共に利用できる施設（遊具）のこと。

## (5) LGBT等（多様な性）の人

---

### 【現状と課題】

人は「生まれた時に割り当てられた性別と自分が認識している性が一致している」また「恋愛対象が異性にのみ向く」とは限りません。

「性」は、人の恋愛対象や性的関心が主にどのような方向に向かうのか（性的指向）、また自分自身の性別を自分でどのように認識しているか（性自認）等、様々な要素から構成されます。

自身の性的指向や性自認等の「性」について、違和感を持つ人たちが偏見、差別等による様々な困難に苦しめられているという調査結果があります。

性の多様性について理解を深め、偏見や差別、不当な扱いを無くしていくことが必要です。

#### ① 偏見や差別

周囲の偏見により、興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせやいじめを受けたりするなどの差別や、同性パートナーが医療関係や不動産賃借等、社会的サービスを受けられない場合もあり、様々な場面で問題が発生しています。

#### ② 法整備

平成30年10月「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が東京都議会で可決され、LGBT等の性的少数者への差別禁止が規定されました。加えて令和元年5月には、企業に性的指向・性自認を含むハラスメント（嫌がらせ、いじめ）の防止策強化を義務づける関連法が成立しました。

#### ③ 区の多様性尊重の推進施策

区では、令和3年3月に職員向けの「足立区LGBTガイドライン」を作成し、職員に対して活用を促しました。また、従来実施している区民向け啓発講座のほか、令和2年12月より設置した専門相談窓口や、令和3年4月より導入したパートナーシップ・ファミリーシップ制度等の支援施策も実施しています。

【今後の取り組み】

① 当事者への適切な支援の実施

職員への研修や利用しやすい専門相談窓口への改善、他自治体とのネットワークの活用等により、困難を抱える当事者に寄り添った支援施策を実施します。

② 区民（企業、団体、施設等）への周知・啓発

性の多様性について、イベントや講座の実施、また啓発冊子の配布等により、区民個人をはじめ企業等の区内業界団体や地域団体等への周知・啓発を行います。

③ 教育現場における多様性についての学習・相談

学校での学習において、各教科等で多様性の理解に関連する内容を指導し多様性の理解を図ります。また、児童・生徒からの相談に対しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教職員を中心に実施するなど、学校全体で情報を共有しながら、児童・生徒に寄り添って対応します。



SDGsが目指す目標（ゴール）との関連



## (6) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

---

### 【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけて多くの日本人が北朝鮮当局によって拉致されました。現在、政府が北朝鮮による日本人拉致被害者として認定しているのは17人です。このうち5人はすでに帰国を果たしていますが、12人は帰国できていません。このほかにも拉致の可能性のある方々は多くおり、政府は認定の有無に関わらず、すべての被害者を一刻も早く帰国させるよう、強く求めています。

区でも、北朝鮮から密入国した工作人員が実在する日本人に成り代わり、対韓国工作、極東におけるスパイ拠点の構築、日本の防衛力等に関する情報収集等を行っていた、いわゆる西新井事件が発生しました。

この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

### ① 法整備

わが国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は国際社会を挙げて取り組むべき課題であり、平成18年6月には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの期間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。区では令和3年7月に、北朝鮮当局による人権侵害問題について区民に対しさらなる啓発を図るための、「足立区拉致問題等啓発推進条例」を施行しました。

### ② 区内の啓発

区では、毎年12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、パネル展示を始めとした各種啓発を行っています。また、学校現場においては政府の啓発アニメ「めぐみ」の活用等による学習に取り組んでいます。

## 【今後の取り組み】

## ① 若年層への周知・啓発

区立小・中学校や区内の大学、都立・私立高校へ啓発ポスターの掲示を呼びかけます。また、区教育委員会と連携し、区立小・中学校において政府の啓発アニメ「めぐみ」の積極的な活用を推進することで、拉致問題に対する若年層の関心を高めます。

## ② 関係機関との連携

内閣官房拉致問題対策本部事務局や警視庁及び区内警察署と情報共有等の連携強化を図り、効果的な啓発を推進します。



SDGsが目指す目標（ゴール）との関連



## (7) 部落差別（同和問題）

---

### 【現状と課題】

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に基づく差別が、現在も様々な形で現れている重大な人権問題です。

日本国憲法第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定められ、平等の原則が保障されていますが、被差別部落（同和地区）<sup>※14</sup>の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

#### ① 差別事象

被差別部落出身者に対し差別的な内容のはがきが送付されたり、落書きの被害を受けたりするといった事案が発生しています。また、行政書士や司法書士が調査会社等からの依頼を受け、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本や住民票を不正に取得する事件も明らかになりました。さらに近年では、インターネット上で同和地区とされる場所や関係者を公表するという巧妙な差別事象も発生しています。

#### ② えせ同和行為

同和問題を口実に、企業や行政機関等に不当な要求を行う「えせ同和行為」の存在は、同和問題の解決の妨げとなっています。

#### ③ 法整備

平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、依然として差別が現存しているとの認識のもと、国や自治体に相談体制の充実、教育、実態調査等を行うことを求めています。

---

※14…被差別部落（同和地区）

かつて、江戸時代の封建的身分制度等によって社会に形成された差別により、長い年月の間、住む場所・仕事・結婚・交際等生活のあらゆる面で厳しい制限を受けていた人々がおり、それらの人々が住まわされたところを「被差別部落（同和地区）」という。被差別部落の略称として、一般的には集落を意味する「部落」という用語が用いられることがある。

また、「同和地区」とは、被差別部落を指す行政上の用語であるが、被差別部落のうち、法律によって国が同和对策事業の対象地域として指定していた地域をいう場合もある。



【今後の取り組み】

① 区民への啓発

「区民企画講座」や各種講演会において、区民に対する普及啓発活動を継続的に実施します。

② 職員の意識向上

職員一人ひとりが部落差別（同和問題）について正しい知識を持った上で各施策を進めていけるように、職員への研修を継続的に実施します。



SDGsが目指す目標（ゴール）との関連



## (8) アイヌの人々

### 【現状と課題】

アイヌの人々は、北海道を中心に東北地方など広い地域に先住し、自然と共生する生活の中で、独自の言語であるアイヌ語を持ち、ユカラ（英雄叙事詩）等の口承文芸やイオマンテ（動物神の霊送り）の儀式等の様々な固有の文化を発展させてきました。

しかしながら、特に明治以降は、一方的に日本の一部として統治され、伝統的な生業である漁業・狩猟を禁止されたり、教育の場等でアイヌ語ではなく日本語を使うことを強制されたりするなどの同化政策が進められました。

そのため、アイヌの人々は、生活の基盤や独自の文化を奪われ、様々な差別の中で大変苦しみました。そうした中でも、アイヌの人々の民族としての誇りと伝統文化は受け継がれてきましたが、今なお就職や結婚等で差別や偏見が残っているのが現状です。

#### ① 法整備等

平成9年には、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。また、平成31年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、法律として初めてアイヌが「先住民族」と明記されるとともに、独自文化の維持・振興に向けた交付金制度が創設されることになりました。

さらに令和2年にはアイヌ文化の振興・復興・発展のための拠点として、また将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ社会を築いていくための象徴として、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」が北海道にオープンしました。

### 【今後の取り組み】

#### ① 正しい知識の啓発

誤った知識や偏見、差別を解消するため、アイヌ民族に関する正しい知識の啓発を行います。



SDGsが目指す目標（ゴール）との関連



## (9) 外国人

---

### 【現状と課題】

足立区には3万3,138人が外国人登録をして生活しており(令和4年1月1日現在)、区民のおよそ20人に1人が外国人という状況です。これは今から42年前の昭和55年(8,078人)と比較すると約4.1倍となっています。国籍・地域別では、アジア出身の外国人が9割以上を占め、100カ国以上の外国人が生活しています。

こうした人たちは、文化の違いや言語の問題により、住まいが借りられない、仕事に就けないなど生活する上で課題が生じています。また、過去に行った外国人区民調査では、約半数の外国人区民が偏見や差別を感じたことがあると回答しています。

外国人の人権が尊重され、そこに住む人々がお互いの文化や習慣・価値観の違いを理解し合い、安心して生活できる共生のまちをつくることが大切です。

#### ① ヘイトスピーチの問題

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動(ヘイトスピーチ)が社会的な問題となっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。平成28年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、国や地方公共団体に相談体制の整備や教育活動、周知啓発等の施策を講じるよう求めています。

#### ② 「足立区多文化共生推進計画」

区では、「足立区多文化共生推進計画」を策定し、区内で生活する外国人もあらゆる面で機会均等に暮らせるよう、行政文書の多言語化による情報発信や通訳を利用した行政手続きの支援をしているほか、日本語教室等の日本語習得支援や多文化交流支援等を行っています。

**【今後の取り組み】**

**① 外国人が日本人と共に活躍する共生社会の実現**

異なる文化・習慣を認めあい、互いに尊重し、共に活躍する社会の実現を目指し、外国の文化や生活習慣等を小・中学生に紹介する講師派遣事業や国際まつりの実施を通じて、外国人と日本人が交流する機会の拡大に努めます。

**② 外国人も機会均等に暮らし、共に支えあう社会の構築**

外国人が国籍や民族等による差別を受けることのない社会を構築するため、就労・子育て・社会保障等のあらゆる面で機会均等な暮らしができるよう支援を行います。

**③ 不当な差別的言動の解消に向けた取り組み**

ヘイトスピーチに対して、広報等でその不当性を周知し問題の解消に努めます。

**④ 公共サービスにおける取り組み**

言葉の壁を少しでも低くするため、在住外国人向け配布物や区ホームページなどで生活情報を多言語で提供するほか、行政窓口における通訳支援や外国人向け法律相談の実施、災害時における情報発信の拡充や避難所での生活支援に取り組んでいきます。

**⑤ 日本語学習支援等の取り組み**

日本語学習が必要な児童・生徒に対し、日本語指導や生活習慣の指導を行う講師の派遣や学習ルームを設置するほか、保護者が仕事で帰りが遅い、経済的に塾に通わせるのは難しいなどの理由で家庭での学習が困難な児童・生徒等に対する居場所を兼ねた学習支援に取り組みます。また、日本語習得を支援するボランティアによる日本語教室の運営を支援していきます。



SDGsが目指す目標（ゴール）との関連



## (10) 感染症（HIV、ハンセン病、新型コロナウイルス等）

### 【現状と課題】

HIV<sup>※15</sup>やハンセン病<sup>※16</sup>、新型コロナウイルス<sup>※17</sup>等の感染症では、知識や理解不足から、患者や感染者、さらには家族までが差別されることがあります。患者の人権を十分に尊重し、感染症等に対する社会的偏見をなくすための教育・啓発を強化するとともに、こうした感染者や患者(元患者を含む)等が安心して生活ができ、医療を受けられる取り組みが求められています。

#### ① HIVの人権問題

HIVは感染力が弱く、しかも感染経路が限られているため、日常生活では感染することはありません。しかし、誤った知識や無理解から、就職を始め日常生活において、患者や感染者への偏見や差別が見られます。

#### ② ハンセン病の人権問題

ハンセン病は感染力が弱く、日本では新たな発症がほとんどありません。しかし、かつては、不治の病・遺伝病と考えられたため、現在も日常生活で患者や回復者、さらにはその家族への偏見・差別がまだ残っています。

#### ③ 新型コロナウイルス感染症の人権問題

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、当区においても感染者の個人情報や特定しようとする動きがSNS上で散見されるなど、全国的にも感染者や濃厚接触者、その家族や医療従事者に対する偏見・差別が問題となりました。

※15…HIV

Human(ヒト) Immunodeficiency (免疫不全) Virus (ウイルス) の頭文字をとって命名された「エイズウイルス」のこと。「ヒト免疫不全ウイルス」とも呼ぶ。

※16…ハンセン病

らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症。かつては、発症患者が強制的に隔離施設に収容されるなど、多大な人権侵害が行われていた。

平成28年には「ハンセン病問題基本法」が成立し、国に入所者等への医療体制の整備や社会復帰の支援、名誉回復の措置等が義務づけられた。また、令和元年には、熊本地方裁判所において患者や回復者の家族への賠償を命じる判決があり、政府は控訴しないことを表明した。

※17…コロナウイルス

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス。深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがある SARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）と MERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）以外は、感染しても通常の風邪等の症状にとどまる。

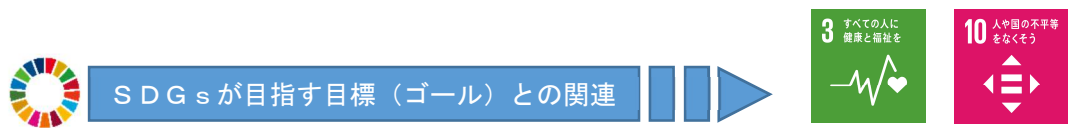
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、発病すると、発熱、全身倦怠感、咳、息切れ等の症状が出現し、高齢者や基礎疾患のある方は重症化する場合もある。

【今後の取り組み】

① 広報等を通じ、感染症に関する正しい知識の啓発を行う

H I Vは無自覚のまま感染を拡大させる恐れがあることや、エイズ<sup>※18</sup>発症後の治療は困難なため、H I V検査の重要性を啓発します。

新型コロナウイルス感染症の正しい知識を広報やホームページ等を通じて啓発するとともに、法務省や東京都による人権問題の専門相談窓口を周知するなど、人権尊重の取り組みに努めます。



※18…エイズ

「後天性免疫不全症候群」という。H I Vに感染したことにより、免疫の働きが低下し、23種類の指標疾患のうち、いずれかが認められた状態をいう。

## (11) その他の様々な人権課題

---

以上のほか、社会情勢の変化に伴って人権問題も複雑化・多様化し、従来の枠組みや取り組みでは対応できない様々な人権問題が発生しています。

こうした問題についても正しい知識と理解を深めることが大切です。

### ● 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、更生意欲があるにもかかわらず就職差別や住居確保の困難等の問題が起きています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が必要です。さらに区では今後「再犯防止推進計画（仮称）」を作成し、更生のための支援を行います。

### ● 犯罪被害者等

犯罪被害者とその家族に対する人権問題として、身体や財産への直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷付けられたり、プライバシーの侵害等で私生活の平穏が侵害されたりすることなどが発生しています。

犯罪被害者とその家族の人権問題への社会的関心が高まる中、一層の理解と配慮が望まれます。

### ● インターネットによる人権侵害

近年の高度情報化社会を背景としたインターネットの普及により、個人の名誉を侵害されたり、差別を助長する表現が掲載されたりするなど、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した様々な問題が起きています。

インターネットを利用する人が、個人の名誉を始めとする人権に関する正しい理解を深めることができるように、周知・啓発を行います。

### ● 路上生活者（ホームレス）

路上生活者（ホームレス）は高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調をきたすなど、厳しい生活を送っています。

その一方で、道路や公園等の公共空間を利用することにより、地域住民とのあつれきも生じています。

平成14年には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、国や地方自治体の責務として総合的な支援を行うとともに、路上生活者の人権擁護について啓発

### 第3章 人権施策推進の取り組み

を行うことが定められました。

路上生活者及び近隣住民の人権に配慮しつつ、ホームレスの自立の支援をしていくことが必要です。

#### ● 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。わが国では「人身取引対策行動計画」が取りまとめられ、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。人身取引の実態に目を向け、この問題についての理解を深めていくことが必要です。

#### ● 東日本大震災に起因する人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に大きな被害をもたらし、現在でも多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

避難所等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者等への配慮が必要であることが改めて認識されました。また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により避難された人々に対し、風評に基づく心無い嫌がらせ等も発生しました。

こうした時こそ、私たち一人ひとりが被災された方々の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していくことが大切です。



SDGsが目指す目標（ゴール）との関連



ここで取り上げた人権課題の他にも、今後、社会状況の変化に伴い様々な人権課題が顕在化することも予想されます。そうした課題にも適切に対処していくために、区は人権に関わる国内外の情報の把握に努め、人権意識向上と課題解決への施策を進めていく必要があります。







第2次足立区人権推進指針  
人権の推進をめざして

作成：令和4年7月

担当：総務部総務課（足立区中央本町一丁目17番1号）

TEL：03-3880-5497（直通） FAX：03-3880-5609